

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、狭山市個人情報保護条例(平成15年条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。)の趣旨にのっとり、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止を申し出ることができることを明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される本会の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報 本会の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該職員が組織的に利用するものとして、本会が保有しているものをいう。ただし、文書(社会福祉法人狭山市社会福祉協議会情報公開規程(平成14年4月1日施行)第2条第1項に規定する文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報の保有の制限)

第3条 本会は、個人情報を保有するに当たっては、法令又は規程(以下「法令等」という。)の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 本会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(本人取得の原則)

第4条 本会は、個人情報を取得する場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、本人から取得しなければならない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされていて、適正なものであると認められるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (5) 争訟、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれその他事務又は事業の性質上、本人から個人情報を取得することが当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 狭山市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から個人情報を取得する場合において、当該個人情報を取得することについて相当の理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、所在不明、精神上的の障害等の事由により本人から取得することができないとき、本人以外の者から取得することが明らかに本人の利益になるとき、その他個人情報を本人以外の者から取得することについて特別の理由があるとき。

（利用目的の明示）

第 5 条 本会は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する場合は、次に掲げるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（取得の制限）

第 6 条 本会は、思想等に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づく場合又は利用目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことのできない場合は、この限りではない。

（正確性の確保）

第7条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第8条 本会は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、本会から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(本会の職員等の義務)

第9条 本会の職員又は職員であった者、前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者その他業務上保有個人情報を知り得た者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 本会は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 本会が法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 本会は、法令等又は前条第2条第1号若しくは第3号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その

他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 2 本会は、法令等又は前条第2項第1号、第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供した場合において、提供に係る個人情報の漏えい又は不適正な利用その他の事由により、個人の権利利益が侵害される危険性があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者から報告を求め、又はその者に対し、必要な調査をすることができる。
- 3 本会は、前項の報告又は調査の結果により、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される差し迫った危険性があると認めるときは、提供に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、本会は、法令等又は前条第2項第1号、第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供した場合において、提供に係る個人情報の漏えい又は不適正な利用その他の事由により、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される差し迫った危険性があると認める場合で、その保護のため緊急を要すると認めるときは、直ちに、提供に係る個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。

(開示申出)

- 第12条 何人も、この規程の定めるところにより、本会に対し、本会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出ることができる。
- 2 未成年又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)をすることができる。

(開示申出の手続)

- 第13条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を本会に提出しなければならない。
- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所
 - (2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本会が定める事項
- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、本会が定めるところにより、開示申出に係る保有個人情報の本人(前条第2項の規定による開示申出にあつては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 本会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、本会は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう

努めなければならない。

(保有個人情報の開示)

第14条 本会は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。

(1) 法令等の規定等により、開示することができないとされている情報

(2) 開示申出者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本会に代って開示申出をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示申出者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 本会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 評価、診断、判定、選考、指導又は相談に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ
- エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (7) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(部分開示)

- 第15条 本会は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示申出者以外の特定の個人の識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

- 第16条 本会は、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報(第14条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必

要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 本会は、開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第18条 本会は、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りではない。

2 本会は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他不当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申出があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、本会は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日の翌日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、本会は、開示申出に係る保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(理由付記等)

第 2 1 条 本会は、第 1 8 条各項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、本会は、開示申出に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日から 1 年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示申出者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 2 2 条 開示申出に係る保有個人情報に狭山市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、本会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他本会が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他本会が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 1 4 条第 3 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 1 6 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、本会は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書、図画及び写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム及び電磁的記録により記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して本会が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあたっては、本会は、当該保有個人情報が記録されている文書、図画及び写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(開示の特例)

第24条 第13条第1項の規定にかかわらず、本会が定める保有個人情報について、当該保有個人情報の本人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。)は、本会が定める簡易な方法により開示を申し出ることができる。

2 本会は、前項の規定による請求があったときは、直ちに当該申出に係る保有個人情報について、本会が定める方法により開示するものとする。

(手数料)

第25条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この規程の規定に基づき写しの交付(フィルム又は電磁的記録に記録されているときは、本会が定める方法を含む。)を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 本会は、法令等又は本会の規程の規定により、開示申出者に対し開示申出に係る保有個人情報が第23条に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同条の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行わない。

2 法令等又は本会の規程の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第23条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 市の図書館等において管理されている保有個人情報であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができることとされているものについては、保有個人情報の開示は行わない。

(訂正開示)

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第34条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、本会に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別

な手続が定められているときは、この限りではない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 第24条第2項又は前条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。
- 3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

（訂正申出の手続）

第28条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）を本会に提出しなければならない。

- (1) 訂正申出をする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正申出の趣旨及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本会が定める事項
- 2 前項の場合において、訂正申出をする者は、本会が定めるところにより、訂正申出に係る保有個人情報の本人（前条第2項に規定する訂正申出にあっては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人）であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 本会は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第29条 本会は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正申出に対する決定等）

- 第30条 本会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 本会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨及び訂正しないこととする理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第31条 前条各号の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第28条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正申出があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、本会は、訂正申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第32条 本会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当な期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 本会は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止申出）

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、本会对し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではない。

（1）本会により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代って前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）をすることができる。

3 利用停止申出は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して30日以内にし

なければならない。

(利用停止申出の手続)

第35条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止申出書」という。)を本会に提出しなければならない。

(1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所

(2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止申出の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、本会が定める事項

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、本会が定めるところにより、利用停止申出に係る保有個人情報の本人(前条第2項の規定による利用停止申出にあっては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人)であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 本会は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者(以下「利用停止申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止措置)

第36条 本会は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、本会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止申出に対する決定等)

第37条 本会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 本会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨及び利用停止をしないこととする理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止申出があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規

定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止申出があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、本会は、利用停止申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 本会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、本会は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

(苦情処理)

第40条 本会は、本会における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、本会が定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。